

## ～水道GLPについて～

### 水道GLP:『水道水質検査優良試験所規範 (優良試験所規範: Good Laboratory Practice)』

水道水は需要者が直接口にする為、定期的な検査を行い、水質基準に適合していることが求められます。しかし、水質基準項目の中には不適切な取扱いによって、その数値が変化するものがあります。この不適切な取扱いとは、採水の際に十分に滞留水を出し切っていない、ホースやノズルを経由した水を採った、運搬時に高温下にさらす等が挙げられます。

- (1) 所定の固定処理(残留塩素除去等)をせずに高温下に置かれて搬送された場合、残留塩素とTOCが反応し、消毒副生成物が採水時よりも高い数値を示した。
- (2) 未滅菌処理の採水容器を用いて採水を行った結果、容器由来の細菌が検査時に増殖して基準値超過と報告された。

上記の例に加え、分析を行う技術者の力量、分析施設的环境等も含む不適切な取扱いを経て報告された『水道基準に適合している』という結果は、信頼性の低いものになります。そこで、品質管理システムとしてISO9001、水質検査に当たってはISO17025の一部を盛り込んだ『水道GLP』によって検査結果の高い信頼性の確保を図っています。

#### 【水道GLPのイメージ図】



#### 【ISO 9001】

システムの管理要件のみを保証。

#### 【ISO 17025】

測定項目と測定方法を対象に、測定のトレーサビリティを含む技術力の認定。

## ～弊社が実施するGLP規範の一例～

適切な容器の選択



適切な採水の方法



適切な試料の運搬方法



検査室の環境管理



弊社におきましては、上図の例に加え、検査方法についても不適切な取扱いを防ぐために標準作業手順書を作成し、その内容に逸脱しない検査と精度担保を徹底しています。



◇企画・製作◇  
東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です!  
是非ご覧下さい!

